(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町大字西河町六の二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町字平賀六五七の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道三笠市幌内住吉町二五八の二・二五九の一・二五九の二・二六一の一・二六三の八・二六三の一一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道古宇郡泊村大字茅沼村六九六の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌郡小平町字臼谷八九・九〇・二七〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　岩手県二戸市石切所字横長根一六四の八（次の図に示す部分に限る。）、一六四の一〇、一六四の一二、一六四の一四、一六七の一、一六七の二、一六七の三、一六七の四、一六七の六
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字横長根一六四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一六四の八、一六四の一二、一六四の一四、一六七の一、一六七の二、一六七の三、一六七の四、一六七の六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三　(一)　保安林の所在場所　北海道古宇郡泊村大字茅沼村六九六の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌郡小平町字臼谷八九・九〇・二七〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに三笠市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　北海道積丹郡積丹町大字西河町六の二地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町字平賀六五七の一（次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　北海道三笠市幌内住吉町二五八の二・二五九の一・二五九の二・二六一の一・二六三の八・二六三の一一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
三　(一)　保安林の所在場所　北海道古宇郡泊村大字茅沼村六九六の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌郡小平町字臼谷八九・九〇・二七〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに三笠市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岩手県二戸市石切所字横長根一六四の八（次の図に示す部分に限る。）、一六四の一〇、一六四の一二、一六四の一四、一六七の一、一六七の二、一六七の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字横長根一六四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一六四の八、一六四の一二、一六四の一四、一六七の一、一六七の二、一六七の三、一六七の四、一六七の六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村大字赤松字赤松山一七一七の二、一七三三の一、一七三三の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県最上郡鮭川村大字川口字寒水沢二八一の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鮭川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡日の出町大字大久野字水口五六二二、五六二五、五六二九、五六三〇の一、五六三〇の二、五六三一、五六三二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び日の出町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千九百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字北ヶ谷二〇八六、二〇八八、二〇八九の一、二〇八九の二、二〇九二、二〇九三、字上軍道二二〇六、二二〇七、二二二〇、二二二一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）